

香川県報



第 56 号

平成 17 年

7月19日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

平成十七年度自衛官の募集
保安林の指定の解除（二件）
（危機管理課）
（みどり保全課）

香川県農地干害応急対策事業補助の対象及び補助率の特例に関する規程
（土地改良課）

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請
（県民参画課）

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
（ " " ）

鳥獣保護区特別保護地区の指定予定（二件）
（みどり保全課）

鳥獣保護区特別保護地区指定の公聴会の開催（二件）
（ " " ）

鳥獣保護区の指定予定
（ " " ）

鳥獣保護区指定の公聴会の開催
（ " " ）

大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告
（経営支援課）

公共測量の実施の通知
（土木監理課）

人事委員会公告

平成十七年度香川県職員等採用中級試験及び初級試験の実施

平成十七年度香川県警察官B採用試験の実施

雑報

市町村職員共済組合の平成十六年度決算の要旨

告示

香川県告示第四百四十二号
自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七十七条第一項及び
第一百八条の規定により、平成十七年度自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募
集について次のとおり告示する。
平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 募集期間
平成十七年八月一日（月）から同年九月八日（木）まで

二 試験期間
1 男子
（一）平成十七年九月十九日（筆記試験）
（二）平成十七年九月二十七日から同月二十九日までのうち指定された日（口述試験等）
2 女子
平成十七年九月二十六日（月）

三 試験場の位置及び名称

位 置	名 称	備 考
高松市松福町二丁目十五番二四号	サンイレブン高松	男子筆記試験のみ
丸亀市大手町二丁目四番二十号	丸亀市民会館	男子筆記試験のみ
善通寺市南町二丁目一番一号	陸上自衛隊善通寺駐屯地	

四 その他

この試験に関する問い合わせは、自衛隊香川地方連絡部（高松市塩上町三 一一 五
電話番号〇八七 八三一 〇三三一）に連絡すること。

香川県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の

とおり保安林の指定を解除する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
小豆郡池田町大字蒲野字小蒲野五七六の一、五七六の二、五七七の一、五七七の二、五七八の一から五七八の三まで、五七九の一、五七九の三、五八〇の一、五八〇の三、五八〇の四、五八一の四、五八二の三
 - 二 保安林として指定された目的 魚つき
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- 香川県告示第四百四十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所
高松市香西北町一九〇の三（次の図に示す部分に限る。）、一九〇の二七
 - 二 保安林として指定された目的 魚つき
 - 三 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）
- 香川県告示第四百四十五号
 香川県農地干害応急対策事業補助の対象及び補助率の特例に関する規程を次のように定める。
- 平成十七年七月十九日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 香川県農地干害応急対策事業補助の対象及び補助率の特例に関する規程
 香川県農地干害応急対策事業補助金交付規程（昭和三十八年香川県告示第九十四号）第二十条第二項の規定による補助の対象及び補助率は、平成十七年度に限り、同項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

共同施行者が行う事業	工事費及び機械器具費	補 助 の 対 象	
		事業経費	補助率
市町、土地改良区、土地改良区連合又は農業協同組合が行う事業	機械器具費（揚水機（揚水機専用動力機を含む。）及び揚水機の附属部品の購入（今後の干害に備えて、引き続き管理する目的をもって行った購入に限る。）及び賃借に要した経費をいう。以下この表において同じ。）	工事費（水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置その他用水確保のための工事（今後の干害に備えて、引き続き利用できるものに係る工事に限る。）に要した経費をいう。以下この表において同じ。）	六割以内
共同施行者が行う事業	工事費及び機械器具費		六割以内

附 則
 この規程は、平成十七年七月十九日から施行する。

公 告

香川県告示第四百三十七号
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月六日まで縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十七年七月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人香川 S G G

穴吹 学

高松市藤塚町二丁目十二番十五 四〇四号

三 定款に記載された目的

この法人は急速に進む高松・香川の国際化、国際交流の進展の中、通訳・通訳ガイド・翻訳依頼に対してその要望に応える事業を行い、もって国際交流・国際観光・国際協力に寄与することを目的とする。

香川県公告第四百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年九月五日まで縦覧に供する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年七月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ＩＴやりましょん

松本 静香

高松市木太町二区一六八〇番地四号

三 定款に記載された目的

この法人は第四条に示す七種類の活動において、ＩＴ全般技術を用いて①社会貢献、支援を行う。②新規事業創出を志す個人又は既存の企業・団体に対し事業創出の支援を行うＩＴ全般の支援をすることで地方都市の知名度向上・市民生活の向上・経済の活性化などに寄与することを目的とする。

香川県公告第四百三十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、同条

第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

善通寺市大麻町字岡二五六三 一、二五六三 四、二五六三 八及び二五六三 九の

各地番の区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、「さぬきのこんびらさん」で親しまれている金刀比羅宮の社叢で、国の名勝・天然記念物に指定されているほか、瀬戸内海国立公園の一部にもなっている。古くから信仰の場として大切に保護されてきたことから、県下でもほとんど残っていない極めて原生林に近い状態の樹林が残っている。

この豊かな自然は、特に野鳥にとって良好な生息環境となっており、観察できる種数も豊富であることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

なお、当該区域は、昭和四十年から鳥獣保護区、昭和四十一年から特別保護地区に指定されており、この度、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区として指定するものである。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

五 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成十七年七月十九日から同年八月二日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。

香川県公告第四百四十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

大窪寺鳥獣保護区特別保護地区

二 区域

さぬき市多和字兼割八九 一、八九 五、八九 九及び八九 一〇の各地番の区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

当該区域は、四国霊場八十八ヶ所の結願の寺として知られる大窪寺の北側に位置し、四季を通じて数多くの巡礼者（お遍路さん）や観光客が訪れるほか、四国のみち（四国自然歩道）の「小川のせせらぎのみち」が通っており、ハイカーや行楽客の憩いの場となっている。

豊かな自然が残った野生鳥獣の生息環境として非常に恵まれた地域であり、また、県の自然環境保全地域に指定されている区域を含んでいることから、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

なお、当該区域は、昭和六十年から特別保護地区に指定されており、この度、現在

の存続期間の満了に当たり、引き続き指定するものである。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

五 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成十七年七月十九日から同年八月二日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。

香川県公告第四百四十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）第八条第一項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時

平成十七年八月十一日（木） 午前十時三十分から

二 場所

善通寺市文京町二丁目一番一号 善通寺市農業振興センター二階小会議室

三 案件

平成十七年十一月十四日で指定期間満了となる金刀比羅宮社有林大麻山鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

香川県公告第四百四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用す

る同法第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）第八条第一項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時

平成十七年八月十二日（金） 午後二時から

二 場所

さぬき市長尾東八八八 五 さぬき市役所長尾支所二階会議室

三 案件

平成十七年十一月十四日で指定期間満了となる大窪寺鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

香川県公告第四百四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区を指定する予定であるので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

内場池鳥獣保護区

二 区域

香川郡塩江町地内の町道内場池西岸線と主要地方道美馬塩江線との交点を起点とし、同所から主要地方道美馬塩江線を西に進み町道松上線との交点に至り、同所から町道松上線を南に進み町道内場池西岸線との交点に至り、同所から町道内場池西岸線を西に進み起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間

平成十七年十一月十五日から平成二十七年十一月十四日まで

四 保護に関する指針の案

- 1 指定区分
集団渡来地の保護区
- 2 指定目的

当該区域は、香川郡塩江町にあるダム湖で、春は桜、夏は深緑、秋は紅葉、冬は雪景色と、四季折々の美しい自然の景観が満喫できる観光地となっており、湖畔には内場池運動緑地公園（テニスコート、キャンプ場、ゲートボール場、多目的広場等）が整備されている。

また、県下有数のカモ類の渡来地として知られ、平成十六年度ガンカモ科鳥類生息調査では七百十三羽のカモ類が確認されているほか、県下でも数少ないオンドリの越冬地となっていることから、集団渡来地として鳥獣保護区に指定し、その保全を図る。なお、当該区域は、昭和五十五年から現在に至るまで銃猟禁止区域として指定されている。

3 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

五 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成十七年七月十九日から同年八月二日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。

香川県公告第四百四十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき鳥獣保護区を指定するため、同条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十二年香川県規則第三十八号）第八条第一項の規定により公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時

平成十七年八月十一日(木) 午後二時から

二 場所

香川郡塩江町安原下第二号一六四五 塩江町役場二階小会議室

三 案件

内場池鳥獣保護区の指定について

香川県公告第四百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)(第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第四百四十六号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ高松上天神 高松市上天神町字中の坪五三六番地ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労働課

2 縦覧期間

平成十七年七月十九日(火曜日)から同年八月十九日(金曜日)

香川県公告第四百四十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、高松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第

三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

公共測量(太田第二土地区画整理事業 基準点測量)

二 作業期間

平成十七年七月十五日から同年十一月三十日まで

三 作業地域

高松市 今里町、松縄町、伏石町、木太町、林町、多肥下町、太田下町の一部

人事委員会公告

香川県人事委員会公告第3号

平成十七年度香川県職員等採用中級試験及び初級試験を次のとおり実施する。

平成十七年7月19日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

1 試験区分、採用予定人数及び職務内容

試験区分	採用予定人数	主な職務内容	中 級		初 級	
			土木	土木検査	学校事務	土木
	1名程度	知事部局、水道局等において、主として試験区分に応じた業務に従事します。	1名程度	土木検査	1名程度	1名程度
	1名程度	知事部局、県立病院等において、主として試験区分に応じた業務に従事します。	1名程度	一般事務	1名程度	1名程度
	1名程度	知事部局、教育委員会事務局等において、一般事務に従事します。	1名程度	学校事務	1名程度	1名程度
	1名程度	市町立小・中学校において、学校事務に従事します。なお、山間、島しょ部の学校に勤務することがあります。	1名程度	土木	1名程度	1名程度
	1名程度	知事部局、水道局等において、主として試験区分に応じた業務に従事します。				

(注) 申し込むことができる試験区分は一つに限ります。なお、申込書の受付後は、変更することはできません。

2 受験資格

(1) 国籍・年齢等

試験区分	国籍	年齢等
中級	士	昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 なお、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成18年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者は受験できます。
	木	日本国籍を有する者 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者 大学を卒業した方や卒業見込みの方も受験できます。
初級	士	日本国籍を有しない者も受験できます。 日本国籍を有しない受験希望者は10ページをご覧ください。
初級	木	昭和59年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 なお、学校教育法による短期大学（2年制以上のもので）若しくは大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成18年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する資格を有すると香川県人事委員会が認める者は受験できます。

(2) 「臨床検査」については、前記(1)のほか次の免許を必要とします。

試験区分	免許
中級	臨床検査技師免許取得者又は平成18年に実施される国家試験に合格し、免許取得見込みの者

(3) 次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できません。

(ア) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ロ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ハ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験とし、第1次試験は試験区分別に、中級試験においては短大卒業程度、初級試験においては高校卒業程度の筆記試験（1,000点満点）を行い、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。最終合格者は、第1次試験の合格者の中から、第2次試験の試験成績に基づいて、香川人事委員会において決定します。なお、申込書記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認を行います。

(1) 第1次試験

【中級試験】（印は実施する試験種目を示す。）

種目	形式及び試験時間	試験区分(配点)		試験の内容
		士	木	
教養試験	択一式 (50問) 2時間30分	(400点)	(400点)	公務員として必要な一般的知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について行います。
専門試験	択一式 (40問) 2時間	(400点)	(400点)	各試験区分に応じて専門的知識、技術等の能力について行います。試験問題は別表に掲げる分野から出題します。
論文試験	1時間	(200点)	(200点)	文章による表現力、構成力、論理性等について行います。

(注) (1) 択一式試験の成績が一定以下の場合には、論文試験は採点されません。

(2) 第1次試験の成績が一定以下の場合には、合格者なしとする試験区分もありません。

【初級試験】（印は実施する試験種目を示す。）

種目	形式及び試験時間	試験区分(配点)			試験の内容
		一般事務	学務	土木	
教養試験	択一式 (50問) 2時間	(600点)	(600点)	(400点)	公務員として必要な一般的知識(社会科学、人文科学、自然科学)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について行います。
専門試験	択一式 (40問) 2時間			(400点)	専門的知識、技術等の能力について行います。試験問題は別表に掲げる分野から出題します。
漢字試験	30分	(200点)	(200点)		国語の基礎力について行います。
作文試験	1時間	(200点)	(200点)	(200点)	文章による表現力、構成力等について行います。

(注) (1) 択一式試験の成績が一定以下の場合、漢字試験及び作文試験は採点されません。

(2) 第1次試験の成績が一定以下の場合、合格者なしとする試験区分もありません。

(お知らせ)

択一式試験の例題並びに過去5年間の漢字試験の問題及び作文試験の課題を次のとおり公開しています。

- ・香川県人事委員会のホームページに掲載しています。
 - ・県民室及び県立図書館で閲覧することができます。
- (2) 第2次試験【中級・初級試験共通】

種目	試験(検査)の内容
口述試験	積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等人物について、個別面接を行います。
適性検査	職務遂行に必要な素質・適性について検査します。
身体検査	香川県人事委員会所定の身体検査書の提出を求め、職務遂行に必要な健康度について検査します。

(注) 第2次試験の成績が一定以下の場合、合格者なしとする試験区分もあります。

別表 専門試験出題分野一覧表

試験区分	出題分野
中級	土木 (都市計画を含む) 材料・施工
	臨床検査 公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む) 生理学、病理学(解剖・組織学を含む) 臨床化学(生化学を含む) 血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む)
初級	土木 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(応用力学、水理学、土質力学) 土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

4 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所
第1次試験	9月25日(日) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 午前9時～午後5時ごろ (〔初級〕一般事務・学校事務は、午前9時～午後3時ごろ)	香川大学 経済学部 (高松市幸町2-1)
第2次試験	適性検査は10月中旬、口述試験は11月上旬の予定です。日時、場所等は第1次試験合格者に別途通知します。	

合格者発表表	最終合格者 11月上旬(予定)	
	第1次試験合格者 10月7日(金)(予定)	県庁東館玄関前の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵便で通知します。 香川県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示します。 (アドレス) http://www.pref.kagawa.jp/jinji/saiyou/

(注) (1) 受験者は、試験場での駐車はできません。

(2) 第1次試験の当日の試験場への電話照会は、ご遠慮ください。

5 受験申込手續等

- (1) 試験案内及び申込用紙の入手方法
交付場所での入手
香川県人事委員会事務局(香川県庁東館2階)

- 香川県庁受付(本館及び東館1階)
県民センター(東議、小豆、中議、西議)、東讃県税事務所総務課及び中議
県税事務所納税課
香川県東京事務所、香川県大阪事務所
郵便による請求
封筒の表に赤字で「中級請求」又は「初級請求」と書き、試験案内返信用封筒
(A4判のものが入る大きさの封筒(角形2号)に120円分の切手をはって、あ
て先を明記したもの)を必ず同封し、香川県人事委員会事務局あて請求して
ください。
香川県人事委員会のホームページに試験案内及び申込用紙を掲載していますの
で、印刷して申込みに使用できます。
- (2) 受験申込手続及び申込受付期間
持参、郵送、インターネットのうち、いずれかの方法で申し込んでください。申込
みは1回に限ります。

区分	申込先及び申込方法	受付期間
持参又は郵送による方法	<p>申込用紙に必要な事項を記入し、次のとおり香川県人事 委員会事務局に申込みをしてください。(申込みの際には、 申込書、受験票及び試験成績の「請求ラベル」を切り離さ ずに提出してください。)</p> <p>(ア) 直接持参する方法 香川県人事委員会事務局(香川県庁東館2階)へ持参 してください。</p> <p>(イ) 郵便で申込みをする方法 申込用紙及び受験票返信用封筒(長形3号に80円分の 切手(簡易書留で郵送を希望する場合は430円分の切手) をはって、あて先を明記したものを必ず同封し、封筒 の表に赤字で「中級受験」又は「初級受験」と書き、書 留(簡易書留も可)により香川県人事委員会事務局(送 付先住所は11ページをご覧ください。)まで郵送して ください。</p> <p>申込書の受付後に受験票を交付します。郵送による申込 者には受験票を受験票返信用封筒に入れて郵送しますが、 9月14日(水)までに受験票が到着しないときは、香川県 人事委員会事務局に必ず照会してください。</p>	<p>8月16日(火)か ら9月6日(火)ま で(土曜日及び日 曜日を除く。)の午 前8時30分から午 後5時15分まで です。</p> <p>受付期間後はどの ような理由があつ ても受け付けし ません。 なお、郵送の場合 は、9月6日(火) までの消印のある ものを受け付け ます。</p>

インターネットによる方法

香川県のホームページにある「電子申請・施設利用申込」
により、インターネットを利用して受験申込みができます。
香川県人事委員会のホームページで、詳しい申込方法を
確認して、申込みをしてください。
申込みの受付後に、「電子申請・届出の結果通知につい
て」の電子メールを送信します。
「結果通知」の内容を、かがわ電子自治体システムから
確認し、受験票を印刷してください。(かがわ電子自治体シ
ステム <https://kds.pref.kagawa.jp/>)
9月1日(木)までに「電子申請・届出の結果通知につ
いて」の電子メールが届かないときは、早急に香川県人事
委員会事務局に照会してください。

8月16日(火)午前
8時30分から
8月30日(火)午後
5時15分までに到
達したものを受け
付けします。

- (注) (1) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦5
cm、横5cm以内で本人と確認できるもの)をはりつけて第1次試験の当日持参
してください。写真のない場合は受験できません。(申込みの際には、写真を
はらないてください。)
- (2) 受験番号は、第1次試験の当日に、試験場の受付で記入します。
- 6 合格から採用まで
- (1) この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載された上、任命権者(知事、教育
委員会等)からの請求により成績順に提示され、その中から採用者が決定されます。
この名簿からの採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(最終合格者決定)後原則として1
年間です。
- (2) 「臨床検査」については、採用候補者名簿に登載されても別途指定する期日までに
必要な免許を取得しなかった場合には、採用される資格を失います。
- 7 給与及び勤務時間
- (1) 平成17年4月1日現在を基準として例示すれば、採用時の初任給月額額は、行政職給
料表の適用を受ける職員で、中級の場合148,500円、初級の場合138,800円(ただし、
平成17年度は、財政再建方針に基づき給与の減額措置により、給料月額額の4%が減額
されています。減額措置後の額は、中級の場合142,560円、初級の場合133,248円)です。
このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶

養手当、通勤手当、住居手当等も支給されています。
 (2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日8時間です。ただし、部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。

8 その他

(1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ香川県人事委員会事務局に申し出てください。
 (2) 受験手続等の問い合わせは、香川県人事委員会事務局にしてください。また、郵便での問い合わせには返信用封筒(切手をはって、あて先を明記したものを必ず同封してください)。

(3) 第1次試験の当日は、受験票(写真をはったもの)、HB又はBの鉛筆、消しゴム及び昼食を必ず持参してください。時計は計時機能だけのものに限りです。(携帯電話等は使用できません。)

9 日本国籍を有しない受験希望者の皆さんへ

日本国籍を有しない人が受験を希望される場合は、次の事項に注意してください。
 (1) 日本国籍を有しない人が受験できる試験区分は、「臨床検査」です。
 「受験資格」、「試験の方法及び内容」等の詳細については、各項目を参照してください。

(2) 試験問題、試験の方法は、日本国籍を有する人と同一です。

試験問題は日本語による出題です。解答も日本語で行っていただきます。

口述試験における個別面接は、日本語による質問・応答になります。

(3) 在留資格において就職が制限されている人は、採用されません。

(4) 「臨床検査」の試験区分で採用される日本国籍を有しない職員の任用については、

「公務員に関する基本原則」に基づいた任用がなされます。

「公務員に関する基本原則」とは

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」というものです。

日本国籍を有しない人が採用後任用される職務には一部制限があり、任命権者が定める一部の職務(公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務)を除

いた職務に任用されます。

以上の事項を理解のうえ、受験申込みをしてください。

不明な点等がある場合は、香川県人事委員会事務局までお問い合わせください。

10 採用試験成績のお知らせについて

この採用試験の試験成績は、次の請求方法によりお知らせします。

(1) 試験成績通知書の請求

お知らせする試験成績の内容等

対象者	試験成績の内容	時期及び方法
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位	試験成績通知書を請求された場合には、第1次試験合格者発表日以後、速やかに郵送します。
第1次試験合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	試験成績通知書を請求された場合には、最終合格者発表日以後、速やかに郵送します。

請求方法

試験成績通知書返信用封筒(定形：長形3号)にあて先を記入して、試験成績の「請求ラベル」(申込用紙左下の書式。申込書受付後に交付します。)をはりつけてください。

返信用封筒には、必ず80円分の切手をはってください。ただし、簡易書留で郵送を希望する場合には、430円分の切手をはってください。

返信用封筒は、第1次試験の当日(9月25日(日))に試験場へ持参してください。

返信用封筒は、第1次試験の全試験種目の終了後にそれぞれの試験室で回収します。ので、請求される方は係員の指示に従って提出してください。

(2) 口頭による請求

香川県個人情報保護条例第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示請求を行うことができます。この場合、本人であることを確認できる書類(運転免許証、旅券等)が必要になります。詳しくは、第1次試験の当日に交付する受験番号票

の裏面の記載内容を確認していただくか、香川県人事委員会事務局までお問い合わせください。

対象者	開示する内容	開示する期間	開示する場所
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次試験合格者発表日から1月間	香川県人事委員会事務局
第1次試験合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	最終合格者発表日から1月間	

この試験についての問い合わせ・申込みは

香川県人事委員会事務局
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（香川県庁東館2階）
TEL (087) 832 - 3712
ホームページ・アドレス <http://www.pref.kagawa.jp/jinjii/saiyou/>

～お知らせ～

第1次試験を台風等のために、やむを得ず日程変更しなければならなくなった場合には、随時香川県人事委員会のホームページでお知らせする予定です。

香川県人事委員会公告第4号

平成17年度香川県警察官B採用試験を次のとおり実施する。

平成17年7月19日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	採用予定人数
警察官B（男性）	14名程度
警察官B（女性）	2名程度

2 受験資格

試験区分	国籍	年齢・性別	学歴等
警察官B （男性）	日本国籍を有する者	昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	次に掲げる者は受験できませぬ。 (ア)学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成18年3月31日までに卒業する見込みの者 (イ)香川県人事委員会が(ア)に該当する者と同等の資格があると認める者
		昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女性	
警察官B （女性）			

次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、受験できませぬ。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 香川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

4 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第1次試験は次のとおり筆記試験等及び「(注)1.」に該当する者を対象とする集団面接試験を行い、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。なお、申込書記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認を行います。

(1) 第1次試験

種目(配点)	試験時間	試験の内容
教養試験 択一式・50問 (600点)	2時間	一般的知識（社会科学、人文科学、自然科学）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈）について、高校卒業程度の筆記試験を行います。
作文試験 (200点)	1時間	文章による表現力、構成力等について、筆記試験を行います。
筆記試験等		職務遂行に必要な体力について次の種目により検査します。握力、腕立て伏せ、上体おこし、反復横とび、種目…垂直とび 柔道又は剣道の段位取得者には、一定点を加算します。ただし、柔道は、(財)講道館、剣道は(財)全日本剣道連盟の認定した段位であって、申込締切日(9月21日)までに取得しているものに限り、別表の身体測定合格基準に従い、各項目について測定します。
集団面接試験 (200点)		集団面接試験受験対象者((注)1.)に対して、コミュニケーション能力等について集団面接を行います。

(注)1. 集団面接試験は、次のすべてに該当する者を対象に行います。

教養試験及び体力検査の得点の合計が一定以上である者
体力検査の得点が一定以上である者

身体測定の結果が合格基準を満たしている者

2. 前記「1.」に該当する者以外の者は、作文試験は採点されません。
(お知らせ)

教養試験(択一式)の例題及び過去5年間の作文試験の課題を次のとおり公開していただきます。

- ・香川県人事委員会のホームページに掲載しています。
- ・県民室及び県立文書館で閲覧等ができます。

別表 身体測定合格基準

区分	身長	体重	胸囲	視力	色覚	その他
男性	160cm以上	47kg以上	78cm以上	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	正常であること	警察官としての職務遂行に支障のない身体的な状態であること
女性	155cm以上	45kg以上				

視力測定で眼鏡等の矯正器具が必要な方は、必ず持参してください。

(2) 第2次試験

最終合格者は、第1次試験の合格者の中から、第2次試験の試験成績に基づいて、香川県人事委員会において決定します。

種 目	試 験 の 内 容
口 述 試 験	積極性、使命感、社会性、表現力等人物について、個別面接を2回(うち1回は自己PR面接)行います。
適 性 検 査	職務遂行に必要な素質・適性について検査します。
身 体 検 査	職務遂行に必要な健康度について検査します。

(注) 個別面接2回は、それぞれ異なる日に行う予定です。

5 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日 時	場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	<筆記試験等> 10月16日(日) 受付時間 午前8時30分～ 午前9時 試験時間 午前9時～午後5時ごろ	<筆記試験等> 香川県警察学校・香川県立高松高等技術学校・香川県産業技術センター (高松市郷東町587-1) 受付は香川県立高松高等技術学校	<集団面接試験受験対象者の発表> 10月20日(木)(予定) 香川県庁東館玄関前の掲示版及び県内各警察署に対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に郵便で通知します。 香川県人事委員会のホームページに対象者の受験番号を掲示します。 <第1次試験合格者の発表> 11月7日(月)(予定) 香川県庁東館玄関前の掲示版及び県内各警察署に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵便で通知します。 香川県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験		<集団面接試験> 香川県警察本部 (高松市番町4-1-10)	12月上旬(予定) 香川県庁東館玄関前の掲示版及び県内各警察署に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に郵便で通知します。 香川県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示します。

(注) 香川県人事委員会のホームページのアドレス

<http://www.pref.kagawa.jp/jinjili/saiyou/>

6 受験申込手続等

(1) 試験案内及び申込用紙の入手方法

交付場所での入手

香川県人事委員会事務局(香川県庁東館2階)

香川県庁受付(本館及び東館1階)

香川県警察本部庁舎受付

だし、平成17年度は、財政再建方策に基づき給与の減額措置により、給料月額額の4%が減額されています。減額措置後の額は150,432円)です。このほか二期未手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されています。

9 その他

(1) 受験手続等の問い合わせは、香川県人事委員会事務局、香川県警察本部人事課又は香川県内各警察署にしてください。また、郵便での問い合わせには返信用封筒(切手をはって、あて先を明記したものを必ず同封してください)。

(2) 第1次試験(筆記試験等)の当日は、受験票(写真をはったもの)、HB又はBの鉛筆、消しゴム、運動用のショートパンツ、Tシャツ、運動靴(上履き)及び昼食を持参してください。視力測定で眼鏡等の矯正器具が必要な方は、必ず持参してください。時計は計時機能だけのものに限りませぬ。(携帯電話等は使用できませぬ。)

(3) 受験者は、試験場での駐車はできませぬ。

(4) 第1次試験(筆記試験等)の当日の試験場への電話照会は、ご遠慮ください。

10 採用試験成績のお知らせについて

この採用試験の試験成績は、次の請求方法によりお知らせします。

(1) 試験成績通知書の請求

お知らせする試験成績の内容等

対 象 者	試験成績の内容	時期及び方法
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位	試験成績通知書を請求された場合には、第1次試験合格者発表日以後、速やかに郵送します。
第1次試験合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	試験成績通知書を請求された場合には、最終合格者発表日以後、速やかに郵送します。

請求方法

試験成績通知書返信用封筒(定形:長形3号)にあて先を記入して、試験成績の「請求ラベル」(申込用紙左下の書式。申込書受付後に交付します。)をばり

つけてください。

返信用封筒には、必ず80円分の切手をはってください。ただし、簡易書留で郵送を希望する場合には、430円分の切手をはってください。

返信用封筒は、第1次試験(筆記試験等)の当日(10月16日(日))に試験場へ持参してください。

返信用封筒は、第1次試験(筆記試験等)の全試験種目の終了後にそれぞれの試験室で回収しますので、請求される方は係員の指示に従って提出してください。

(2) 口頭による請求

香川県個人情報保護条例第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示請求を行うことができます。この場合、本人であることを確認できる書類(運転免許証、旅券等)が必要になります。詳しくは、第1次試験(筆記試験等)の当日に交付する受験番号票の裏面の記載内容を確認していただくか、香川県人事委員会事務局までお問い合わせください。

対 象 者	開示する内容	開示する期間	開示する場所
第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次試験合格者発表日から1月間	香川県人事委員会事務局
第1次試験合格者	第1次試験の総合得点、種目別得点及び総合順位並びに第2次試験の順位	最終合格者発表日から1月間	

この試験についての問い合わせは

〒760 - 8570

高松市番町四丁目1番10号（香川県庁東館2階）

香川県人事委員会事務局

【TEL】(087)832 - 3712

【ホームページ・アドレス】

<http://www.pref.kagawa.jp/jinji/saiyou/>

〒760 - 8579

高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部人事課

【TEL】(087)833 - 0110 内線 2623・2624

【ホームページ・アドレス】

<http://www.pref.kagawa.jp/police/saiyou/saiyou/osira17.htm>

～お知らせ～

第1次試験を台風等のために、やむを得ず日程変更しなければならなくなった場合には、随時香川県人事委員会のホームページでお知らせする予定です。

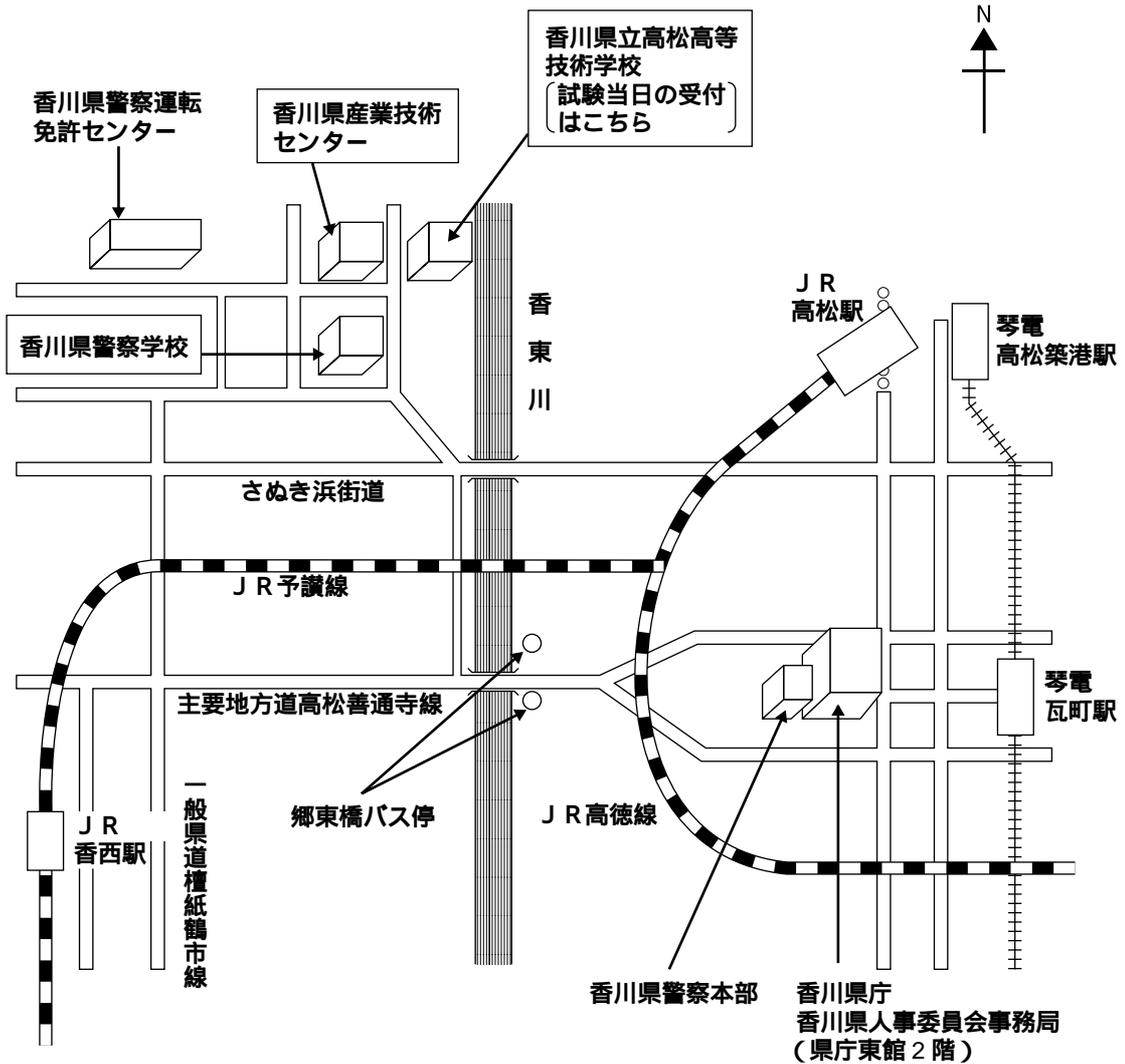
試験場案内

(注) バス路線の運行時間等は変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

コトデンバス (TEL) 087-821-3033

試験場〔香川県警察学校・香川県立高松高等技術学校・香川県産業技術センター(高松市郷東町587-1)〕へは

- (1) JR高松駅前からは
コトデンバス下笠居・香西線...弓弦羽行、香西車庫行(宮脇町経由) 郷東橋バス停下車
コトデンバス下笠居線...弓弦羽行(昭和町経由) 郷東橋バス停下車 徒歩約20分
タクシー約15分
- (2) JR四国予讃線香西駅前からは
徒歩約30分



雑報

香川県市町村職員共済組合理事長から依頼があったので、次のとおり公告する。

平成十七年七月十九日

香川県知事 真鍋武紀

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、平成十六年度決算の要旨について、次のとおり公告する。

平成十七年七月十九日

香川県市町村職員共済組合理事長 増田昌三

香川縣市町村職員共済組合公告

香川縣市町村職員共済組合定款5条の規定に基づき、平成16年度決算の要旨を公告する。

平成17年7月19日

香川縣市町村職員共済組合
理事長 増田 昌三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	一部事務組合等	合計
7	28	22	57

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町長	特定消防	船員一般	任意継続	合計
組合員数(人)	11,005	34	1,061	5	246	12,351
給料月額(百万円)	3,765	28	368	2	81	4,244
1人当たり給料月額(円)	342,101	826,406	346,876	351,800	330,517	343,617

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	合計
人員	12	4	18	4	3	0	41

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	基礎年金支払
(収入)										
負担金	2,980,047	10,037,946	98,457	195,142						
掛金	3,022,137	5,332,800		195,068						
施設収入・商品売上					165,545			1,217		
基礎年金交付金		1,423,412								
利息及び配当金	245	1,649,688	380	1,446	1	111,773	1			
その他収入	328,299	18,246	5	5,771	15,444		321,768	5,672		627,360
他経理から繰入金			47,598		60,300					
前年度繰越支払準備金	508,774									
前年度繰越長期給付積立金		83,299,922								
計	6,839,502	101,762,014	146,440	397,427	241,290	111,773	321,769	6,889	0	627,360
(支出)										
給付金	3,368,475	12,582,320								627,110
役職員給与			92,306	35,105	90,187	36,799	14,973			
旅費・事務費			3,636	8,956	1,842	3,202	413	48		
商品仕入					922			1,044		
飲食材料費					36,905					
委託費			993		95					
支払利息					1,798	29,135	251,463	1,336		
連合会払込金	107,271	561,095					14,407			
老人保健拠出金	1,359,517									
退職者給付拠出金	802,276									
介護納付金	410,026									
基礎年金拠出金負担金		4,090,315								
他経理へ繰入金	18,303	29,295		60,300						
その他支出	202,315	5	29,668	267,204	122,483	11,067	30,808	1,758		250
次年度繰越支払準備金	517,514									
次年度繰越長期給付積立金		84,498,984								
計	6,785,697	101,762,014	126,603	371,565	254,232	80,203	312,064	4,186	0	627,360
差引当期利益金	短期 54,849 介護 1,044		19,837	25,862	12,942	31,570	9,705	2,703	0	0
年度末支払準備金	517,514									
年度末長期給付積立金		84,498,984								
年度末資本剰余金			491		880,500					
年度末利益剰余金	655,969		57,236	436,438	282,317	318,790	202,606	48,888		

平成十七年七月十九日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月額二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています